

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6S8N1AA00020		68E11A40004 0001				V0003		
品名 または 件名								
中型車両整備用オートリフト（10～12t）定期点検								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
4.00	UN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地				奄美警備隊 第4科				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
山口2曹 255				令和9年3月26日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年7月7日（火）10時00分 会計隊 多目的室（B庁舎2F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地

(3) 落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 違約金に関する事項

ア 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合、落札者が契約締結に

応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札

イ 電信・電話による入札

ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札

エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

ア 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

イ 適用する契約条項については次のとおりとする。

(ア) 「役務請負契約条項」

(イ) 「談合等の不正行為に関する特約条項」

(ウ) 「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。

イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年7月6日（月）17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、令和8年7月6日（月）17時00分までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。

ウ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。

エ 資格審査結果通知書の写しを令和8年7月2日（木）12時00分までに提出すること。

オ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。

カ 第7項（8）ウ・オの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(9) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地

TEL 0997-54-1060

FAX 0997-54-1066

第443会計隊 契約班 担当：桐原 内線：354

調達要求番号：68E11A4005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	WSL-PS100 (10～12 t)	仕様書番号	
		奄美警-V0003	
中型車両整備用オートリフト6年定期点検		作成	令和7年5月29日
		変更	
		作成部隊名	奄美警備隊

1 総 則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、奄美警備隊 後方支援隊において実施する中型車両整備用オートリフト（以下、リフトという）の定期点検について規定する。

1. 2 件名、規格、数量及び場所等

a) 件名

中型車両整備用オートリフト6年定期点検

b) 規格

TWPF10 (10～12 t) リフト

c) 数量

4基 (d) の通り)

d) 場所

奄美駐屯地 後方支援隊 整備工場 3基

瀬戸内分屯地 後方支援隊 整備工場 1基

1. 3 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1. 2による。

1. 3. 1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約6年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という）の定期点検要領（以下、要領書という）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む）の交換（以下、定期作業という）を含むものとする。

1. 4 引用文書（法令等）

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書1

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度（社団法人 日本自動車機械工具協会）

2 整備に関する要求

2. 1 一般的要求事項

契約相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があつてはならない。なお、点検は必ず社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2. 2 整備の種類

点検

2. 3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2. 3に示す標準・標準外作業方式によるものとし、標準作業表は別紙第1に示すほか、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合は、別紙第2に示す標準外作業見積書を担当者に提出し、承認を得るものとする。

2. 4 点検基準

点検基準は、当該製造会社の点検基準によるものとする。

2. 5 整備実施場所

1. 2 d) による。

2. 6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2. 7 塗装・防錆処置

塗装・防錆処置は、商慣習による。

2. 8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、錆、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があつてはならない。

2. 9 定期交換部品等

- a) 中型車両整備用オートリフトの交換部品等については、別紙第3に示すほか製造会社の要領書による。
- b) 契約の相手方は、定期交換部品外に交換等が必要と判断した場合は、別紙第2に示す標準外作業見積書を担当者に提出し、承認を得るものとする。

3 その他

3. 1 契約方の提出書類

別紙第2による。

3. 2 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、別紙第2に示す無償貸付申請書により申請するものとする。

3. 3 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援する。なお、後方支援隊の整備工場は、装備品及び操縦者等を支援するものとする。

3. 4 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2. 9. 6に基づく別紙第4により返納するものとする。なお、返納部品等は、官側（各駐屯地整備工場）の担当者が受領し、管理官と連絡・調整を実施するものとする。

3. 5 保証

不良箇所（部位）の保証は、通常の使用で受領検査合格の日から1箇年とする。

3. 6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。

また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。なお、シール等の規格については、商慣習による。

3. 7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側の指示を受けるものとする。

3. 8 駐屯地の立入り

契約の相方の駐屯地への立入りについては、当該駐屯地の定めるところによる。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等）なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	官側の検査官が完成検査を受検する。
10	略式記録簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

提出書類等

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書※		GLT-CG-Z000001Kの5.2.1による
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む)		—
標準外作業見積書※		—
定期点検成績書		—
交換部品証明書		—
返納書		—
品質保証書		—
注* 必要に応じて提出する。		

中型車両整備用オートリフト交換部品表

一連 番号	品名	型 式(規格等)	単位	数量
1	Oリング	1-2	個	1 2
2	Oリング	1-8	個	1 2
3	スクレーパ	1-9	個	1 2
4	パッキン	1-10	個	1 2
5	Oリング	1-13	個	1 2
6	スチールボール	2-29	個	1 2
7	油面計	8-10	個	1 2
8	Vベルト	9-6	本	2 4
9	トロコイドポンプ	9-9	個	1 2
1 0	定流量弁 A s s y	12-A-1	個	1 2
1 1	カバーゴムB	13-5	個	1 2
1 2	サクシヨンパイプ	13-6	個	1 2
1 3	リターンパイプ	13-7	個	1 2
1 4	カバーゴムA	13-8	個	1 2
1 5	リモコンボックス A s s y	15-A-1N1	個	6
1 6	リモコン用キャプタイヤコード20m	15-2-N	本	6
1 7	作動油 200L		式	6

交換部品等の返納要領

1 交換済部品等の返納要領について規定する。

2 一般的事項

契約相手方は、交換部品等を表1に示す区分に分類し、品目ごとに記入札に部品名、部品番号、数量及び質量を記入する。また、それぞれ返納書を作成の上、検査官の承認を受けて、官側（整備工場担任部隊）に返納する。

表1

分類区分	適用範囲	処置事項
使用可能品 (程度区分1)	新品 (未使用品)	受領時の程度に防錆処置などを施して、返納する。
使用可能品 (程度区分3)	古品 (交換済部品)	
使用不能品 (程度区分5)	回収指定品目の 修理可能品	清掃、洗浄を施して、返納する。
使用不能品 (程度区分7)	回収指定品目の 修理不能品	契約相手方は、修理不能理由書を作成し、検査官の確認を得た後、提出するものとする。
くず	回収指定品目以外の 修理不能品及び廃油	表2に示す区分により、返納する。

表2

材質区分	処置事項
金属類	1 金属類、廃油などは、個別仕様書により指定する場合を除き、契約担当官等の指定する場所(補給処及び業務隊)に返納する。 2 非金属類は、別にしていたものを除き、返納しない。 3 金属・非金属混合類は、調達要求指定書により指定する場合を除き、返納する。 4 公害発生物、有害物質等を含むものについては、関係法令等に基づき、適切な処置を行い返納する。
鉄製品	
鉛製品	
銅製品	
黄銅製品	
軽合金製品	
銀製品	
鉄・非鉄金属混合製品	
非金属類	
木製品	
ゴム製品	
繊維製品	
ガラス製品	
エポナイト製品	
セルロイド製品	
その他	
金属・非金属混合類	金属・非金属混合類
油類	廃油など

市場価格調査依頼書

令和8年6月17日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

下記の内容で市場価格調査を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 提出期限： 令和8年7月2日 1200 まで（FAX可）

2 市場価格調査品目

品 名	規 格	単 位	数 量	単価（税抜）
中型車両整備用オートリフト（10～12t）定期点検	別添「市価調査書」のとおり			
	以 下 余 白			

問い合わせ先・市場価格調査依頼書送付先

〒849-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49

陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊 契約班 担当者：桐原

TEL 0997-54-1060 内線354 FAX 0997-54-1066

市価調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之 殿

姓名	住所	代表者	担当者
住友	所	社	名
会		者	名
代		者	
担			

金¥

内 訳

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	中型車両整備用オートリフト(10～12t)定期点検	仕様書のとおり	UN	4.00			
		以下余白					
	合 計						
納 地			各 地				

入 札 書

金¥ 単価

(税抜き金額)

品 名	規 格	単位	予 定 数 量	単 価	備 考
中型車両整備用オートリフト(10～12t) 定期点検	仕様書のとおり	UN	4		各 地
	以下余白				
納 地	各 地				
納 期	令和 9 年 3 月 26 日				

上記のとおり、入札条件及び契約条項等を承諾のうえ入札致します。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、入札等参加者心得に示された暴力団排除に
関する誓約事項について誓約致します。

令和 8 年 7 月 7 日

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之 殿

住 所
会社名
代表者名
代理人

委 任 状

分任契約担当官

陸上自衛隊奄美駐屯地

第443会計隊長 林 勝之 殿

件 名 : 中型車両整備用オートリフト(10～12t)定期点検

上記の入札について下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

令和8年7月7日

委任者

住 所

会 社 名

代表者名

代理人

住 所

会 社 名

代理人名

一般競争入札関係書類受領書			公 告 第 33 号	
入札日 令和8年7月7日 10時00分				
件 名	中型車両整備用オートリフト(10～12t)定期点検		競争参加資格	
			公告のとおり	
業 者 名	担 当 者	電 話 番 号 等		資格等級
		TEL		
		FAX		
住 所				
〒				

(この一般競争入札関係受領書は、必要事項記載後、至急FAXにて返信下さい)

(防衛省競争参加資格審査結果通知書も併せてFAX願います)

確認事項(必ず回答・返信下さい)

第1回目の入札が、当方の予定価格に達せず「再度入札」となった場合、

第2回目入札の参加意思について

どちらかに○をつけて下さい

第2回目入札は
「辞退」します

第2回目入札は
参加意思があります

初度の入札に郵便での入札参加者が含まれる場合において、郵便での入札参加者が再度の入札に1社でも参加を希望した場合、直ちに再度入札は実施せず翌日以降に実施します。

返送先FAX番号 0997-54-1066

担当 契約班 キツハラ 桐原